

福岡市障がい者等住宅改造助成事業について

利用できる世帯
福岡市内に居住し、世帯員※全員の市民税所得割額の合計が46万円未満であり、かつ次に該当する方

※「世帯」の範囲は、障がい児の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯、18歳以上の障がい者については、障がい者とその配偶者です。

※「世帯」の範囲は、障がい児の場合は保護者の属する住民基本台帳上での世帯、18歳以上の障がい者については、障がい者とその配偶者です。

- 65歳未満で、視覚障がいまたは肢体不自由の身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方
- 65歳未満で、下肢、体幹機能障がい又は脳原性運動機能障がい（移動機能障がいに限る）の身体障害者手帳3級の交付を受けた方（ただし、介護保険の住宅改修サービスを利用できる方を除く。）
- 65歳以上で、上記における障がい要件に該当し、介護保険の要介護認定において要支援または要介護の認定を受けることができなかった方

助成の対象となる住宅改造

- 障がい者の自立が助長され、または介護を行う方の負担が軽減される改造
ただし、身体障害者手帳3級の方は、助成の対象となる工事が限定されます。
※詳しくは、裏面をご参照ください。
※工事の具体的な内容については、住宅改造相談センターにてご相談に応じます。

事前申請に必要なもの

- 身体障害者手帳
 - 介護保険被保険者証(特定疾病の方のみ)
 - 申請書(各区役所または住宅改造相談センターに用意しています)
 - 住宅改造承諾書(借家・公営住宅の場合。各区役所または住宅改造相談センターに用意しています)
 - 見積書(各区役所または住宅改造相談センターに用意しています)
- ※住宅改造助成を受けるには、事前申請が必要です。工事着工前に、必ずお住まいの区の福祉・介護保険課又は住宅改造相談センターに申請をしてください。

助成回数

- 助成は、原則として1世帯につき1回です。

助成額

- 助成基準額:障害者手帳1・2級で介護保険対象の方は30万円
 // その他の方は50万円
 障害者手帳3級の方は20万円

- 助成の額は、所得により異なります。
○助成額は、改造に要した額と助成基準額との低い方の額に、裏面の助成率を乗じて得た額です。

世帯区分	助成率
生活保護世帯等及び世帯員全員の市民税所得割額の合計が3万3千円未満の世帯	100%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が3万3千円以上16万円未満の世帯	75%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が16万円以上23万5千円未満の世帯	50%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が23万5千円以上46万円未満の世帯	25%
世帯員全員の市民税所得割額の合計が46万円以上の世帯	助成なし

〈住宅改造助成制度の対象となる改造例〉

○障害者手帳1・2級の方の場合、障がい者の自立が助長され、または介護を行う方の負担が軽減される改造が対象となります。

対象となる改造は、介護保険の住宅改修で認められている内容（手すりの取り付け／段差の解消／滑りの防止及び移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更／引き戸などへの扉の取替え／洋式便器などへの便器の取替え等）のほか、介護保険の住宅改修の対象外である下記のような工事です。

	内 容 例
玄関	段差解消リフト
廊下	拡幅
居室	間仕切りの変更・撤去、扉の新設
階段	階段昇降機（リフト）
浴室	浴室の拡張（介護者が入れない場合等）
便所	温水洗浄便座（排泄処理不可能な場合のみ）
洗面所	車いす対応洗面台
台所	踏み台の設置
屋外	段差解消リフト
その他	水栓の変更

※調査の上、身体状況に応じて必要な工事が対象となります。

※介護保険の対象者については、介護保険からの給付が優先されます。

○障害者手帳3級の方は、介護保険の給付対象となる工事が助成対象となります。

申請手続きの場所・お問い合わせ先

お住まいの区の区役所福祉・介護保険課または住宅改造相談センターへ



東 区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 645-1067
博多区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 419-1079
中央区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 718-1100
南 区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 559-5121
城南区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 833-4102
早良区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 833-4353
西 区役所 福祉・介護保険課 障がい者福祉係	電話: 895-7064
住宅改造相談センター（住所: 中央区荒戸3丁目3-39）	電話: 731-3511

福岡市福祉局
R4.4現在

注意事項

以下の事項に十分注意してください
ご協力の程よろしく申し上げます

1. 助成の対象となる工事内容および助成金額は、**福岡市**が**決定**するものです。
提出（申請時）の見積内容と一致するものではありません。

2. 申請に必要な書類 **↓ 先ず、見積書(内訳書)と現況／計画図を送付してください**
(②③を提出ください。)

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 貸主承諾書(様式第2号)・・・借家の場合のみ。(見積もり提出時でも可)
- ③ **見積書**(様式第3号) **および図面**・・・住宅改造相談時に改造内容を検討した後でも可
見積書の参考様式はホームページからダウンロードすることができます。

『福岡市住宅改造相談センター』**検索**

■貸主承諾書と見積書(様式第3号)は個人情報のため郵送若しくはご持参下さい

- 注意1) 上記書類に不備、誤記がある場合は、受理できません。
- 注意2) 修正液の使用は認められません。
- 注意3) 工事内容については、住宅改造相談センターと打ち合わせさせていただきます。
その際、申請時の見積内容から、修正していただく場合があります。

3. 工事の着工時期

工事に着工できるのは **助成が決定された時点** です。決定は福岡市が行います。

決定の旨は、必ず申請者へ通知があります。それ以前に着工した工事に対しては助成ができません。
決定にあたり、申請者には、以下の書類が届きます。

- ① 住宅改造助成 **決定通知書** (様式第5号)
- ② 住宅改造助成 **助成券** (様式第6号)
- ③ 住宅改造助成 **完了届** (様式第7号)
- ④ 住宅改造助成 **委任状** (別紙第3号)
- ⑤ 請求書

← 助成が決定すると区役所から
申請者へ郵送で届きます
※事前に TEL あり

← 工事完了後の提出書類です

- 注意1) 助成決定後、工事施工中などにおいて、工事内容に変更が生じた場合は、住宅改造相談センターまで連絡をお願いいたします。
- 注意2) 完了検査時において、見積もり内容と工事内容が一致しない部分がある場合は、助成金の支払いはできません。場合によっては、再工事をしていただく事もあります。
- 注意3) 施工にあたり、施工前写真 は、完了届時必要となるので 必ず撮ってください。写真を撮り忘れた場合、改造施工の証明ができないため、助成金の支払いができません。

4. 工事完了後の手続 ⇒ 工事完了後、業者で下記窓口へ提出願います

下記の『5. 完了後の提出書類』のとおり書類等を提出していただきます。

5. 完了後の提出書類 (提出先:各区 福祉・介護保険課)

①～④は決定通知の際に申請者宛に送付されていますので、改造工事が完了したら申請者から受け取ってください。

① 住宅改造助成 助成券 (様式第6号)

② 住宅改造助成 完了届 (様式第7号)

③ 住宅改造助成 委任状 (別紙第3号)

④ 請求書

⑤ 施工前写真および施工後写真

← 写真の貼付方法参照

注意1) 上記提出書類に不備、誤記がある場合は、受理できません。

注意2) 修正液の使用は認められません。

注意3) 施工前写真、施工後写真の撮り忘れ、写真の不備がないようにご注意ください。

注意4) **請求書の口座名義人は、見積書の見積者と同一であることをご確認ください。**

注意5) **完了検査終了後に、助成金は市より直接工事業者さんへ、支払われます。**

※ 提出書類に虚偽の事項を記載するなど、助成の申請や助成金の請求受領に関して不正行為があった場合は、助成の決定を取消し、または既に支給した助成金を返還していただくことがありますので、十分ご注意ください。

※ 改修や改造にあたっては、建築基準法・消防法などの関係法令を遵守してください。
特に昇降機や段差解消機の設置工事などにおいては、建物の構造等により、建築基準法に基づく確認申請等が必要となる場合がありますので、福岡市住宅都市局建築審査課(092-711-4583)にお問い合わせの上、必要時は手続きを行ってください。

※ ご利用者本人またはそのご家族へは、契約内容や工事方法等について十分な説明をお願いします。トラブル等が起これば当事者間で解決することが難しい場合には、福岡市消費生活センター(092-781-0999)等へご相談ください。

福岡市・区役所・住宅改造相談センターは、施工に関するクレームや契約上のトラブル等についての責任は負いかねます。

お問い合わせ先 各区 福祉・介護保険課

または 住宅改造相談センター

電話 731-3511 R5.5.1 改正

～ 工事を担当される業者の方へ ～

住宅改造を施工される業者の方は下記の点に十分注意して、工事完了後、速やかに「住宅改造助成完了届」を区役所窓口へ提出をお願い致します。

1. 工事施工個所の施工前と施工後の写真は必ず撮影して頂きますようお願いいたします。

写真は 施工前、施工後とも同じ場所・角度・範囲で撮影して下さい。

もし、施工前の写真の撮り忘れ等により、改造の施工が確認できない場合は、助成金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

2. 助成金の請求等を行うための委任状には、事前に提出されました見積書等に記載してある住所・氏名を記入してください。
3. 助成金の振込先に指定する口座（郵便局以外）は委任状に記載された住所・氏名と同一の口座名義（肩書等も含む）のものを指定してください。

指定された口座名義と、助成金の請求者の住所・氏名等が違う場合は振込を行うことができません。

提出書類

- ① 住宅改造助成完了届
- ② 住宅改造助成券
- ③ 住宅改造助成委任状
- ④ 請求書
- ⑤ 施工前・施工後の写真

